

令和 8 年

第 1 回 軽井沢町議会定例会

6 月 会 議 議 案

軽 井 沢 町

令和 8 年第 1 回軽井沢町議会定例会 6 月会議議案目次  
(令和 8 年 6 月 1 日提出分)

議案番号	議案名	頁
議案第 37 号	軽井沢町手数料徴収条例の一部改正について	3
議案第 38 号	軽井沢町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について	8
議案第 39 号	軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	11
議案第 40 号	令和 8 年度町単軽井沢町老人福祉センター等アスベスト除去工事請負契約の締結について	15
議案第 41 号	令和 8 年度ゼロ町債町単小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	28
議案第 42 号	令和 8 年度町単中部小学校食器食缶洗浄機購入契約の締結について	32
議案第 43 号	令和 8 年度町単中保育園屋根外壁塗装補修他工事請負契約の締結について	36
議案第 44 号	町道の廃止について	41
議案第 45 号	令和 8 年度軽井沢町一般会計補正予算 (第 2 号)	別冊
報告第 5 号	令和 7 年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	44
報告第 6 号	令和 7 年度軽井沢町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	47
報告第 7 号	令和 7 年度軽井沢町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	49
報告第 8 号	令和 7 年度軽井沢町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	51
報告第 9 号	一般社団法人軽井沢町振興公社の経営状況について	53
報告第 10 号	公益財団法人軽井沢大賀ホールの経営状況について	54

軽井沢町手数料徴収条例の一部改正について

軽井沢町手数料徴収条例（平成 12 年輕井沢町条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町手数料徴収条例（平成12年輕井沢町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	金額	を	金額
	450円		450円（自動交付機（町長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機器であつて、請求者が必要な操作を行うことにより当該書類を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあつては、350円）

に改め、同表の2の項中

2 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	1通につき	300円	を
2 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	1通につき	300円（自動交付機により交付する場合にあつては、200円）	に、
4 戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円	を

4 戸籍の附票の写 しの交付	1 通につき	300 円（自動交付機に より交付する場合にあ っては、200 円）	に
-------------------	--------	------------------------------------------	---

改め、同表の 7 の項中

7 所得に関する証 明	1 件につき	300 円	を
----------------	--------	-------	---

7 所得に関する証 明	1 件につき	300 円（自動交付機に より交付する場合にあ っては、200 円）	に
----------------	--------	------------------------------------------	---

改める。

別表第 3 の 4 の項中 「300 円」 を

「300 円（自動交付機に  
より交付する場合にあ  
っては、200 円）」 に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和8年6月会議	
参考資料	1-1

## 軽井沢町手数料徴収条例の一部改正の理由

コンビニエンスストア等に設置されている自動交付機による戸籍謄本等の交付を促進することにより、役場の窓口の混雑緩和及び窓口対応業務の縮減を図るため、自動交付機により交付する場合の手数料を減額する改正を行うもの

令和8年6月会議	
参考資料	1-2

軽井沢町手数料徴収条例の一部改正概要

【改正内容】

減額対象とする手数料の種類	金額（改正前）	金額（改正後）
戸籍の謄本若しくは抄本	450円	350円
住民票の写し	300円	200円
戸籍の附票の写し	300円	200円
印鑑に関する証明（印鑑登録証明書）	300円	200円
所得に関する証明（所得証明書・課税証明書）	300円	200円

軽井沢町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

軽井沢町印鑑登録及び証明に関する条例（平成24年輕井沢町条例第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月1日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町印鑑登録及び証明に関する条例（平成24年輕井沢町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「通信端末機器」を「自動交付機」に改め、同条第1項中「個人番号カード（」を削り、「個人番号カードをいい」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書（これらのうち）」に、「印鑑登録証明書を交付する機能を有する通信端末機器（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町）」を「自動交付機（町長）」に、「通信端末機器を」を「端末機器であって、当該申請をする者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を交付する機能を有するものを」に改め、「及び次条第2項」を削り、同条第2項中「通信端末機器」を「自動交付機」に改める。

第11条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月会議	
参考資料	2

## 軽井沢町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正の理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）により、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等の交付を求める申請が可能となることに伴い、外国人住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、自動交付機による印鑑登録証明書の交付の申請において特定在留カード等を使用できる旨を規定するもののほか、所要の改正を行うもの

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年輕井沢町条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年輕井沢町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の軽井沢町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた軽井沢町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

令和8年6月会議	
参考資料	3-1

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されたことに伴い、同令で定める基準に従い葬祭補償の定額部分の額を引き上げる改正を行うもの

軽井沢町消防団員等公務災害補償条例の一部改正概要

**【葬祭補償】**

消防団員等が公務等により死亡した場合において、葬祭を行う者に対し、町は葬祭補償として、死亡した団員の階級及び勤続年数を基準として算出される補償基礎額の30倍に、定額部分を合わせた額を支給するもの。(条例第18条)

**【改正内容】**

定額部分の額を次のとおり改正する。

改正前	⇒	改正後
315,000円		330,000円

《参考》

補償基礎額表（条例別表）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長・班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

令和8年度町単軽井沢町老人福祉センター等アスベスト除去  
工事請負契約の締結について

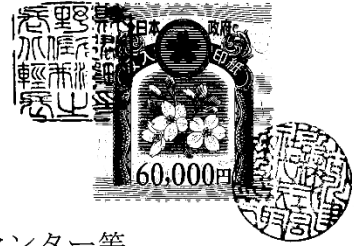
令和8年度町単軽井沢町老人福祉センター等アスベスト除去工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- |          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 令和8年度町単軽井沢町老人福祉センター等アスベスト除去工事             |
| 2 契約の金額  | 113,850,000円                              |
| 3 契約の相手方 | 軽井沢町大字追分1404番地<br>谷川建設株式会社<br>代表取締役 竹内 広幸 |

令和8年6月1日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



## 建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和8年度 町単 軽井沢町老人福祉センター等  
アスベスト除去工事
- 2 工 事 場 所 軽井沢町大字長倉 2363-1 他
- 3 工 期 自 軽井沢町議会議決の日  
至 令和9年3月26日
- 4 請負代金額 金 113,850,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 10,350,000 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び  
第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出  
したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 金 11,385,000 円  
軽井沢町財務規則第124条第2項の準用規定における同財務規則第110条  
第2項第5号の規定による。



上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に  
基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結し、信義に従って誠実  
にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議  
決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条  
第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するもの  
とする。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わな  
いものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、  
各自1通を保有する。



令和8年5月18日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1  
氏 名 軽井沢町長 土屋 三千



受注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1404番地  
氏 名 谷川建設株式会社  
代表取締役 谷川 幸



(様式第8号 第20関係)


### 見積執行表 (結果)


令和8年度 契約番号 000346 見積開封日時 令和8年5月15日 午前10時00分

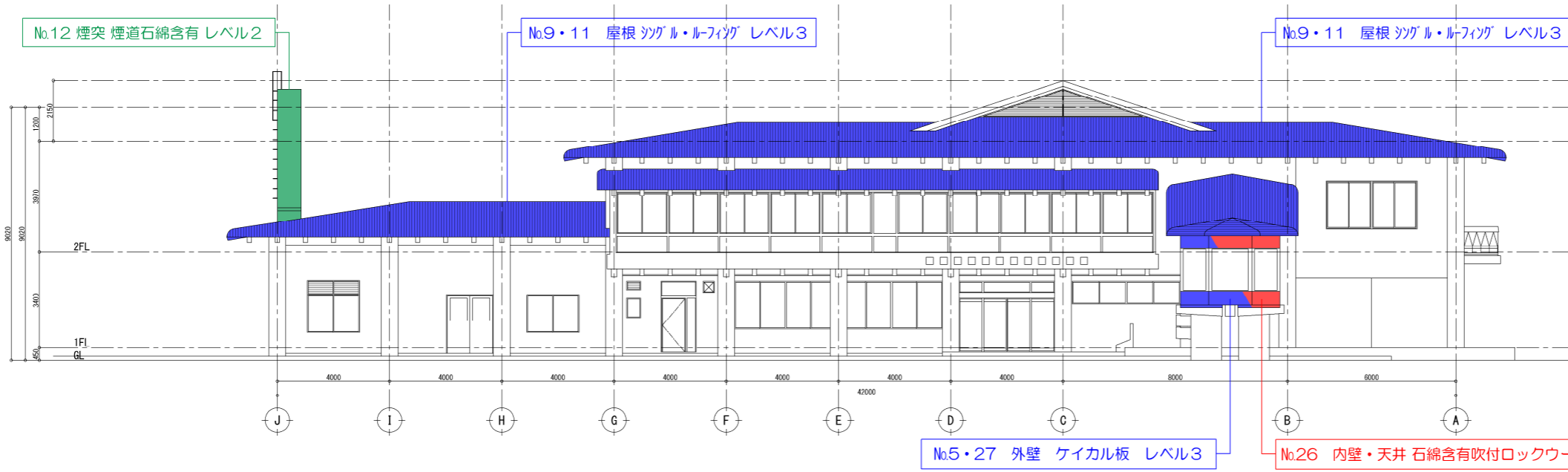
件名	令和8年度 町単 軽井沢町老人福祉センター等アスベスト除去工事				
場所	軽井沢町大字長倉2363-1他				
期間	軽井沢町議会議決の日から令和9年3月26日 まで				
	業者名	第1回見積額	第2回見積額	第3回見積額	摘要
1	谷川建設株式会社	103,500,000			契約
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の結果は、以下のとおりです

- (1) 業者名 谷川建設株式会社
- (2) 契約額 ¥103,500,000 (税抜)  
¥113,850,000 (税込)                      うち消費税相当額 ¥10,350,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生 

立会者職氏名 契約管理係長 内堀 英希 



西側立面図

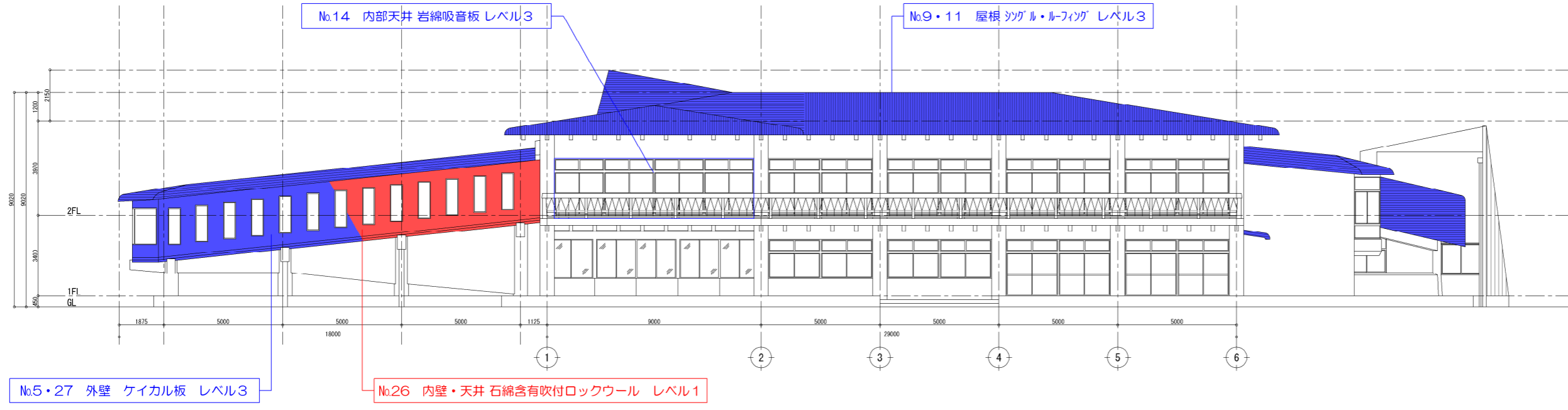
【石綿含有部位一覧】

No.	棟	部位/材料	石綿種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリソタイル	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリソタイル	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリソタイル	同上
7	短期保護	屋根/シングル	アクチノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
10	老人既存	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
11	老人増築	屋根/シングル	アクチノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリソタイル	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリソタイル	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリソタイル	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリソタイル	レベル3

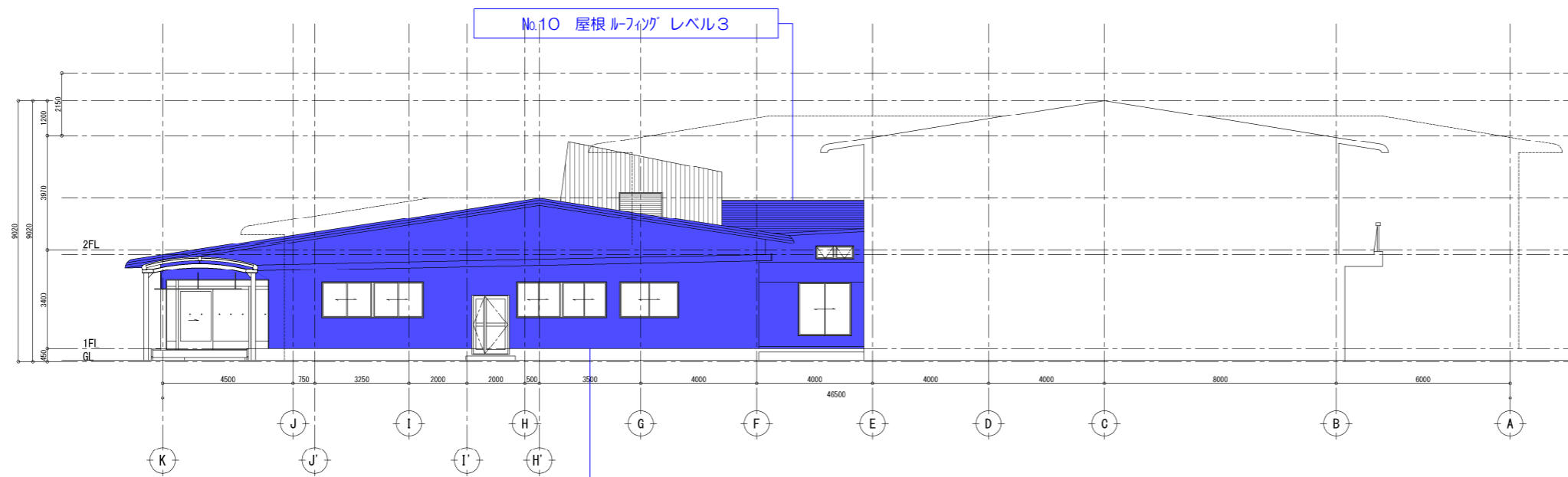
石綿含有範囲 (レベル1) [Red Box]

石綿含有範囲 (レベル2) [Green Box]

石綿含有範囲 (レベル3) [Blue Box]



南側立面図

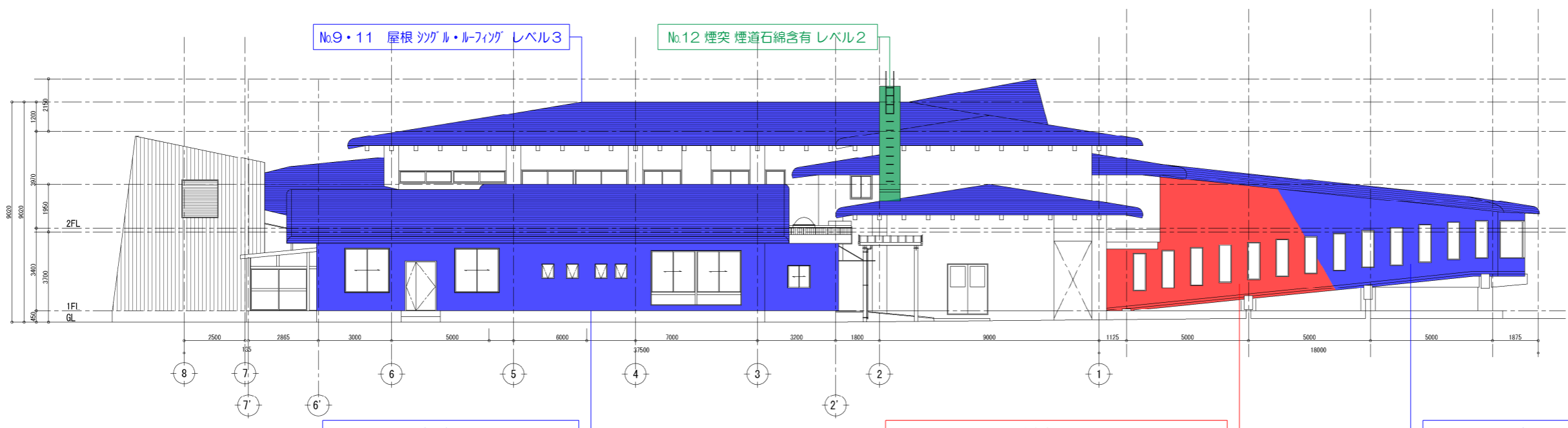


西側立面図

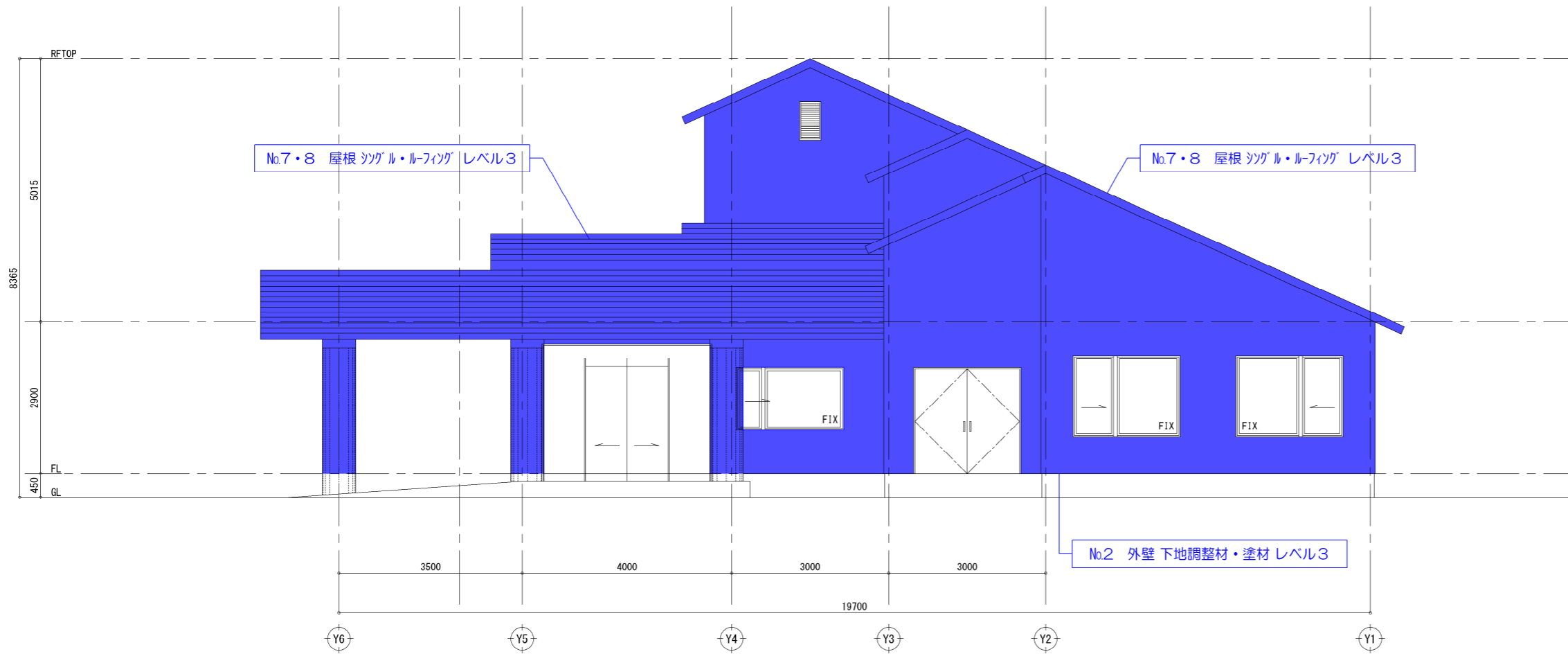
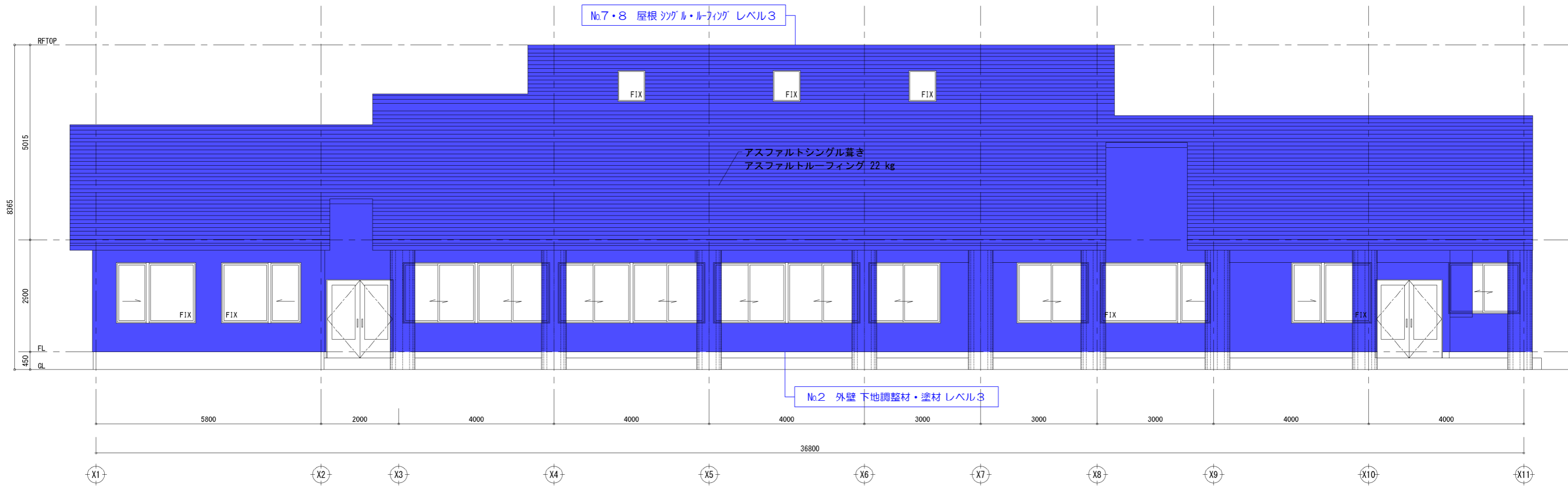
【石綿含有部位一覧】

No.	棟	部位/材料	石綿種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリソタイル	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリソタイル	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリソタイル	同上
7	短期保護	屋根/シングル	アクチノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
10	老人既存	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
11	老人増築	屋根/シングル	アクチノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリソタイル	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリソタイル	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリソタイル	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリソタイル	レベル3

- 石綿含有範囲 (レベル1)
- 石綿含有範囲 (レベル2)
- 石綿含有範囲 (レベル3)



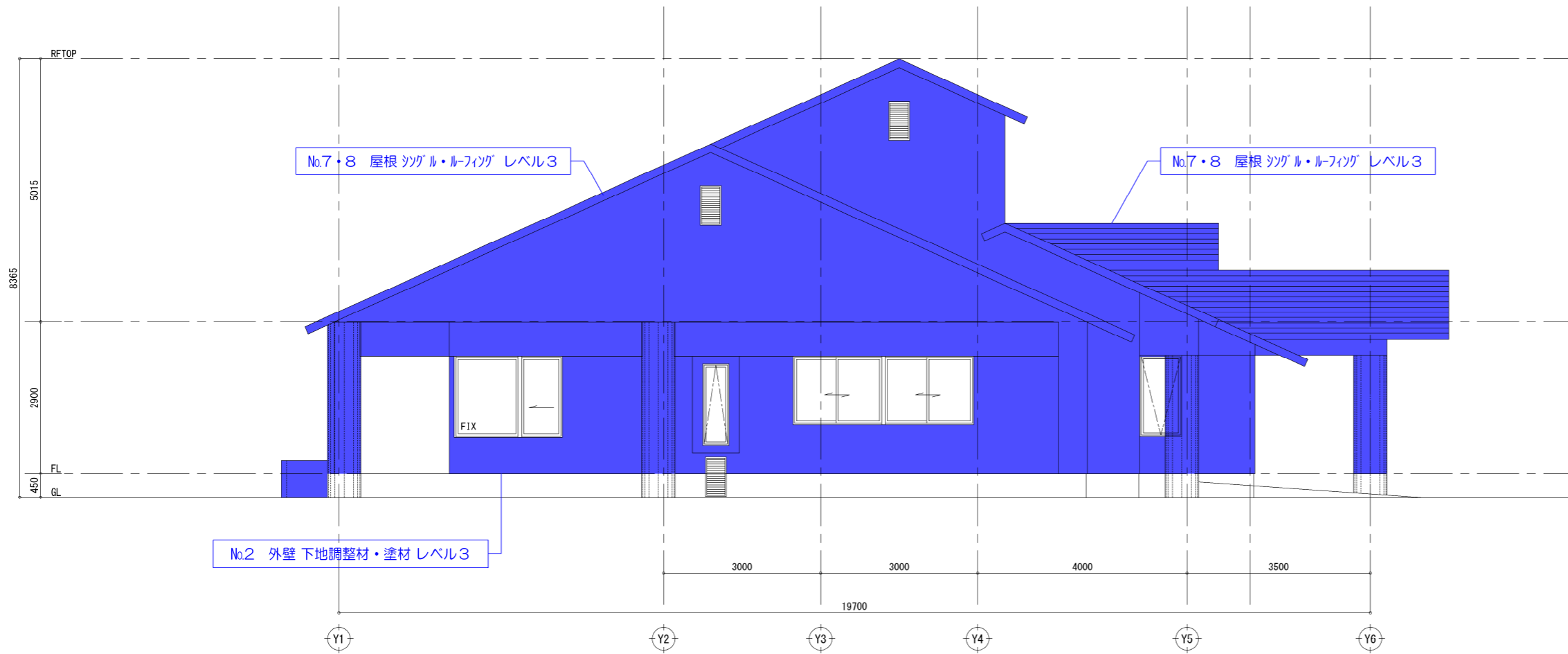
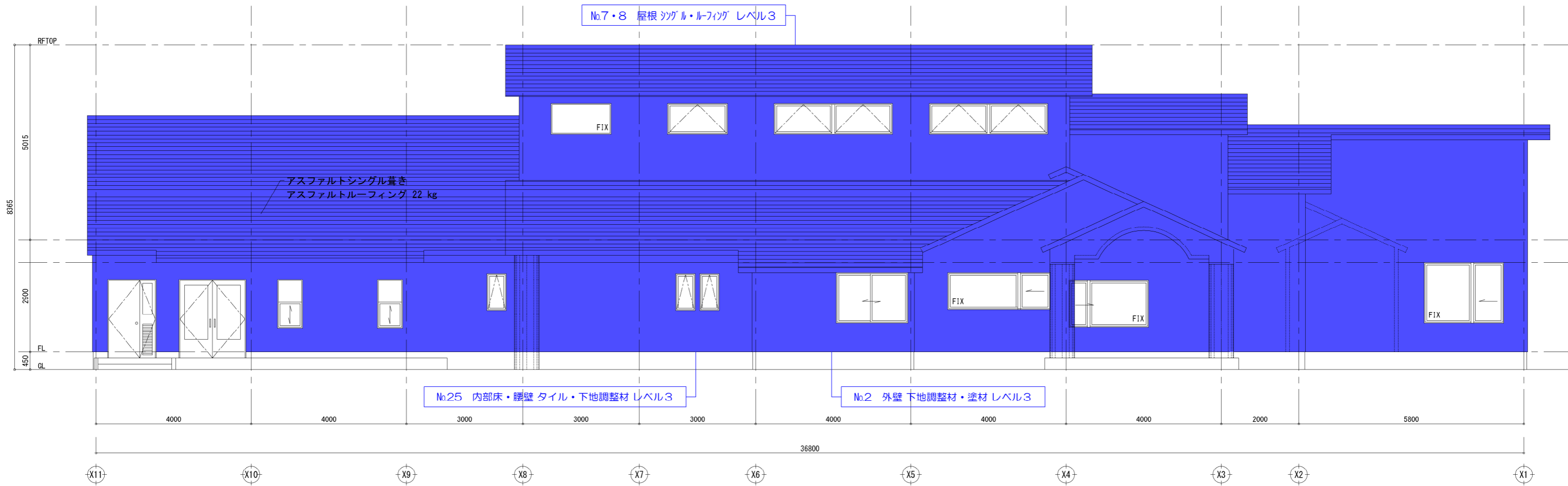
北側立面図



【石綿含有部位一覧】

No.	種	部位/材料	石綿種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
7	短期保護	屋根/シングル	アクチノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
10	老人既存	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
11	老人増築	屋根/シングル	アクチノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリンタイト	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリンタイト	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリンタイト	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3

- 石綿含有範囲 (レベル1)
- 石綿含有範囲 (レベル2)
- 石綿含有範囲 (レベル3)



【石棉含有部位一覧】

No.	種	部位/材料	石棉種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリンタイル	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリンタイル	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイル	同上
7	短期保護	屋根/シングル	アクチノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
10	老人既存	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
11	老人増築	屋根/シングル	アクチノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリンタイル	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリンタイル	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリンタイル	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイル	レベル3

- 石棉含有範囲 (レベル1)
- 石棉含有範囲 (レベル2)
- 石棉含有範囲 (レベル3)

【石綿含有部位一覧】

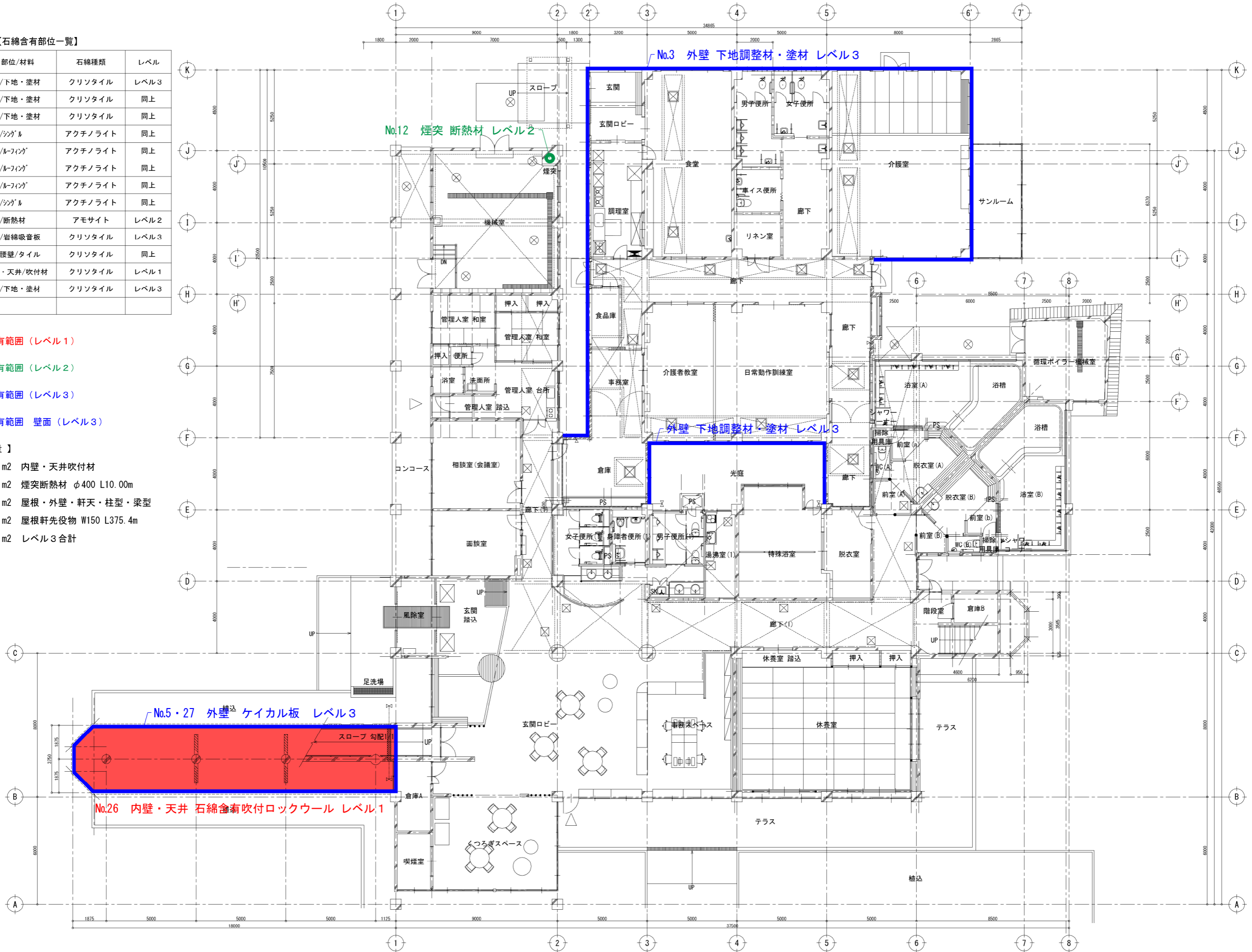
No.	棟	部位/材料	石綿種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
7	短期保護	屋根/タング	アクチノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
10	老人増築	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
11	老人増築	屋根/タング	アクチノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリンタイト	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリンタイト	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリンタイト	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3

- 石綿含有範囲 (レベル1)
- 石綿含有範囲 (レベル2)
- 石綿含有範囲 (レベル3)
- 石綿含有範囲 壁面 (レベル3)

【石綿含有部位別数量】

レベル1	256.1 m2	内壁・天井吹付材
レベル2	12.6 m2	煙突断熱材 φ400 L10.00m
レベル3	3,812.1 m2	屋根・外壁・軒天・柱型・梁型
	56.3 m2	屋根軒先役物 W150 L375.4m
	3,868.4 m2	レベル3合計

木下地壁  
LGS壁  
CB壁  
ALC壁  
木下地壁



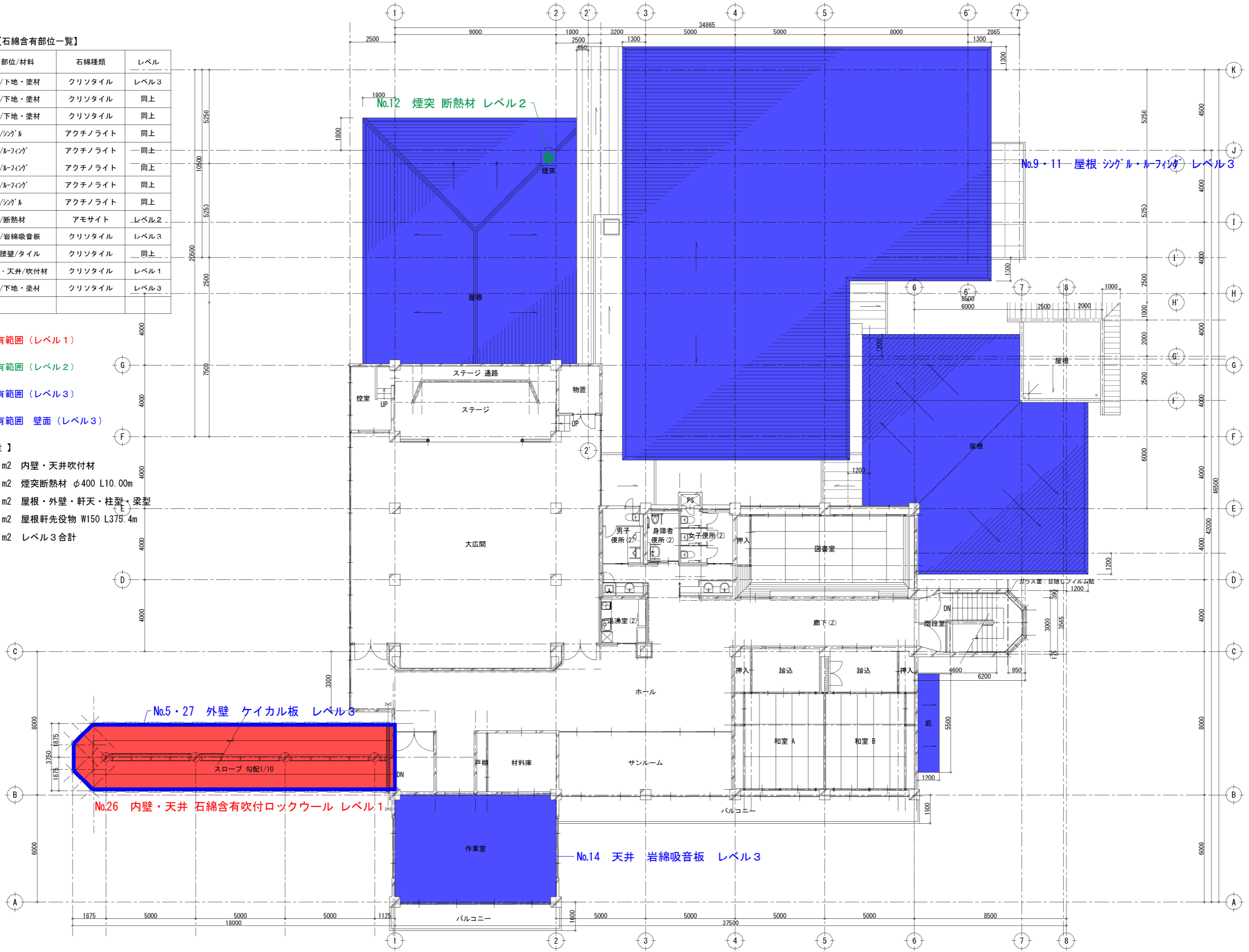
【石綿含有部位一覧】

No.	棟	部位/材料	石綿種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
7	短期保護	屋根/シングル	アクチノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
10	老人既存	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
11	老人増築	屋根/シングル	アクチノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリンタイト	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリンタイト	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリンタイト	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3

- 石綿含有範囲 (レベル1)
- 石綿含有範囲 (レベル2)
- 石綿含有範囲 (レベル3)
- 石綿含有範囲 壁面 (レベル3)

【石綿含有部位別数量】

レベル1	256.1 m2	内壁・天井吹付材
レベル2	12.6 m2	煙突断熱材 φ400 L10.00m
レベル3	3,812.1 m2	屋根・外壁・軒天・柱型・梁型
	56.3 m2	屋根軒先役物 W150 L375.4m
	3,868.4 m2	レベル3合計



木下地壁  
LGS壁  
CB壁  
ALC壁  
木下地壁

備考

工事名  
令和8年度 町単  
軽井沢町老人福祉センター等アスベスト除去工事

承認 担当 作成 No.

図面名称 : 老人福祉センター  
石綿含有範囲平面図 2/6

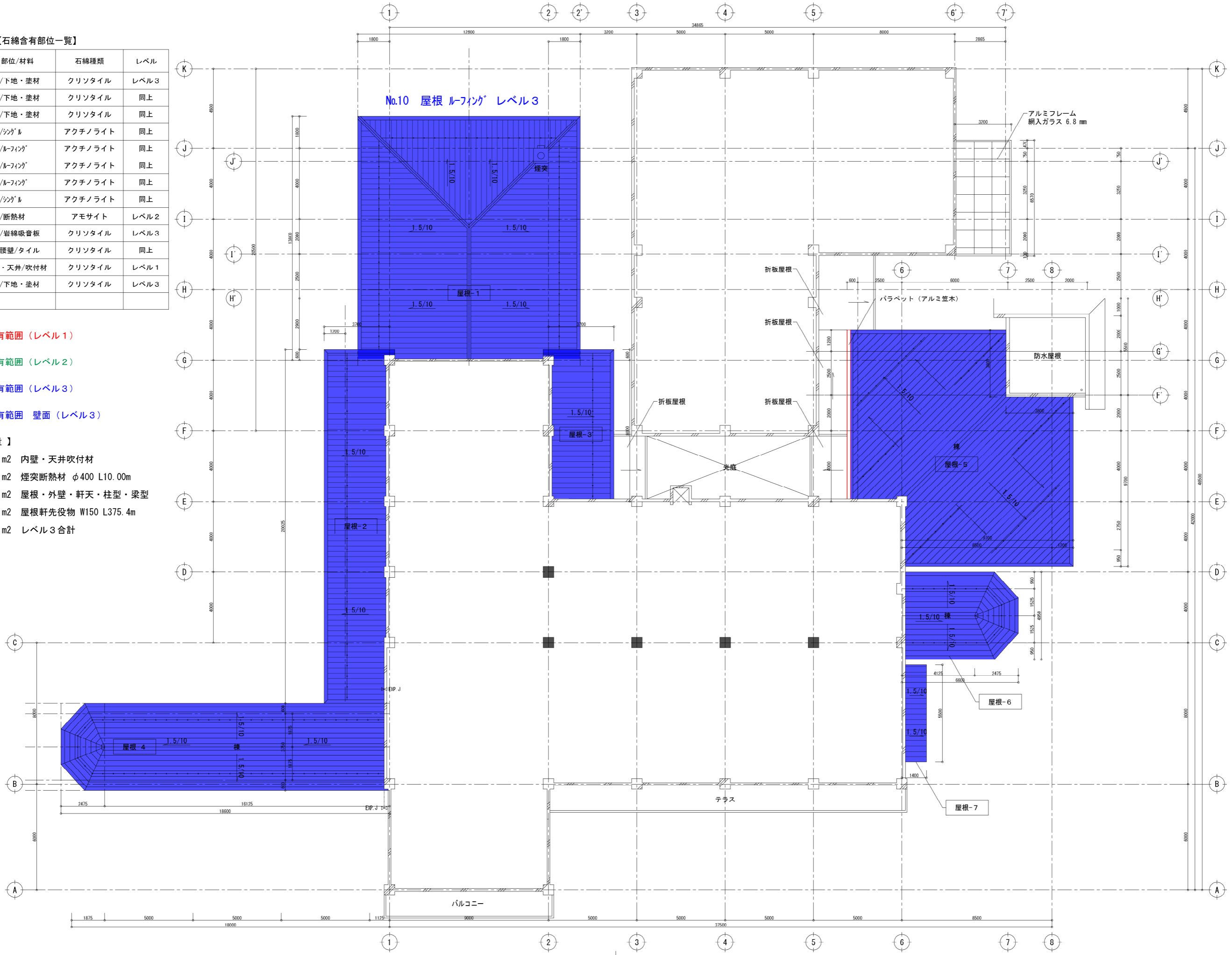
DATE: SCALE: A3 : 1/200

出力:

No.	棟	部位/材料	石綿種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
7	短期保護	屋根/ツング	アクチノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
10	老人既存	屋根/ルーフing	アクチノライト	同上
11	老人増築	屋根/ツング	アクチノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリンタイト	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリンタイト	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリンタイト	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3

- 石綿含有範囲 (レベル1)
- 石綿含有範囲 (レベル2)
- 石綿含有範囲 (レベル3)
- 石綿含有範囲 壁面 (レベル3)

レベル1	256.1 m2	内壁・天井吹付材
レベル2	12.6 m2	煙突断熱材 φ400 L10.00m
レベル3	3,812.1 m2	屋根・外壁・軒天・柱型・梁型
	56.3 m2	屋根軒先役物 W150 L375.4m
	3,868.4 m2	レベル3合計



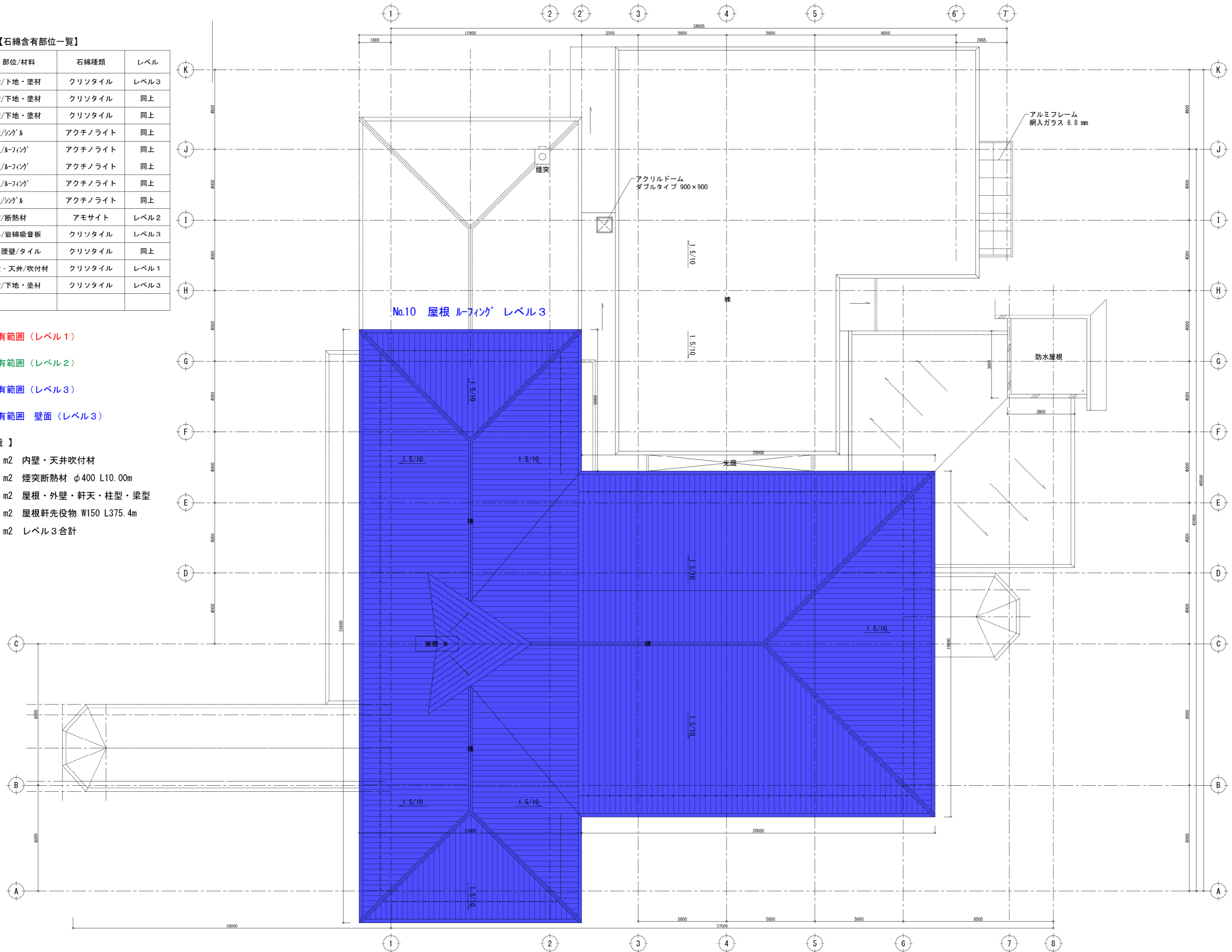
【石綿含有部位一覧】

No.	棟	部位/材料	石綿種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリソタイル	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリソタイル	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリソタイル	同上
7	短期保護	屋根/シングル	アクリノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルーフing	アクリノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルーフing	アクリノライト	同上
10	老人既存	屋根/ルーフing	アクリノライト	同上
11	老人増築	屋根/シングル	アクリノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリソタイル	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリソタイル	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリソタイル	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリソタイル	レベル3

- 石綿含有範囲 (レベル1)
- 石綿含有範囲 (レベル2)
- 石綿含有範囲 (レベル3)
- 石綿含有範囲 壁面 (レベル3)

【石綿含有部位別数量】

レベル1	256.1 m2	内壁・天井吹付材
レベル2	12.6 m2	煙突断熱材 φ400 L10.00m
レベル3	3,812.1 m2	屋根・外壁・軒天・柱型・梁型
	56.3 m2	屋根軒先役物 W150 L375.4m
	3,868.4 m2	レベル3合計

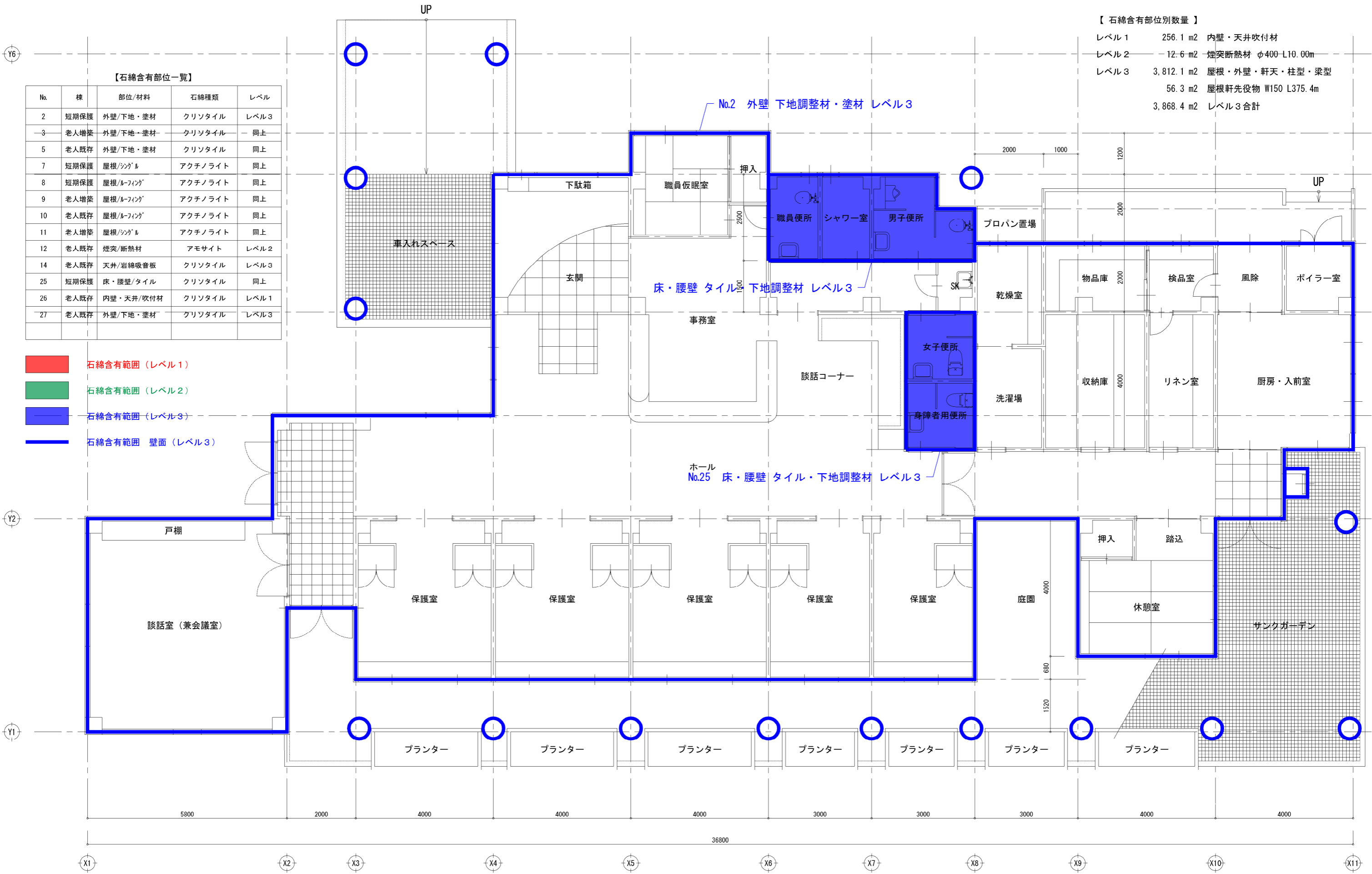


備考  
出力:

工事名  
令和8年度 町単  
軽井沢町老人福祉センター等アスベスト除去工事

承認 担当 作成 No.

図面名称 : 老人福祉センター  
石綿含有範囲平面図 4/6  
DATE: SCALE: A3 : 1/200



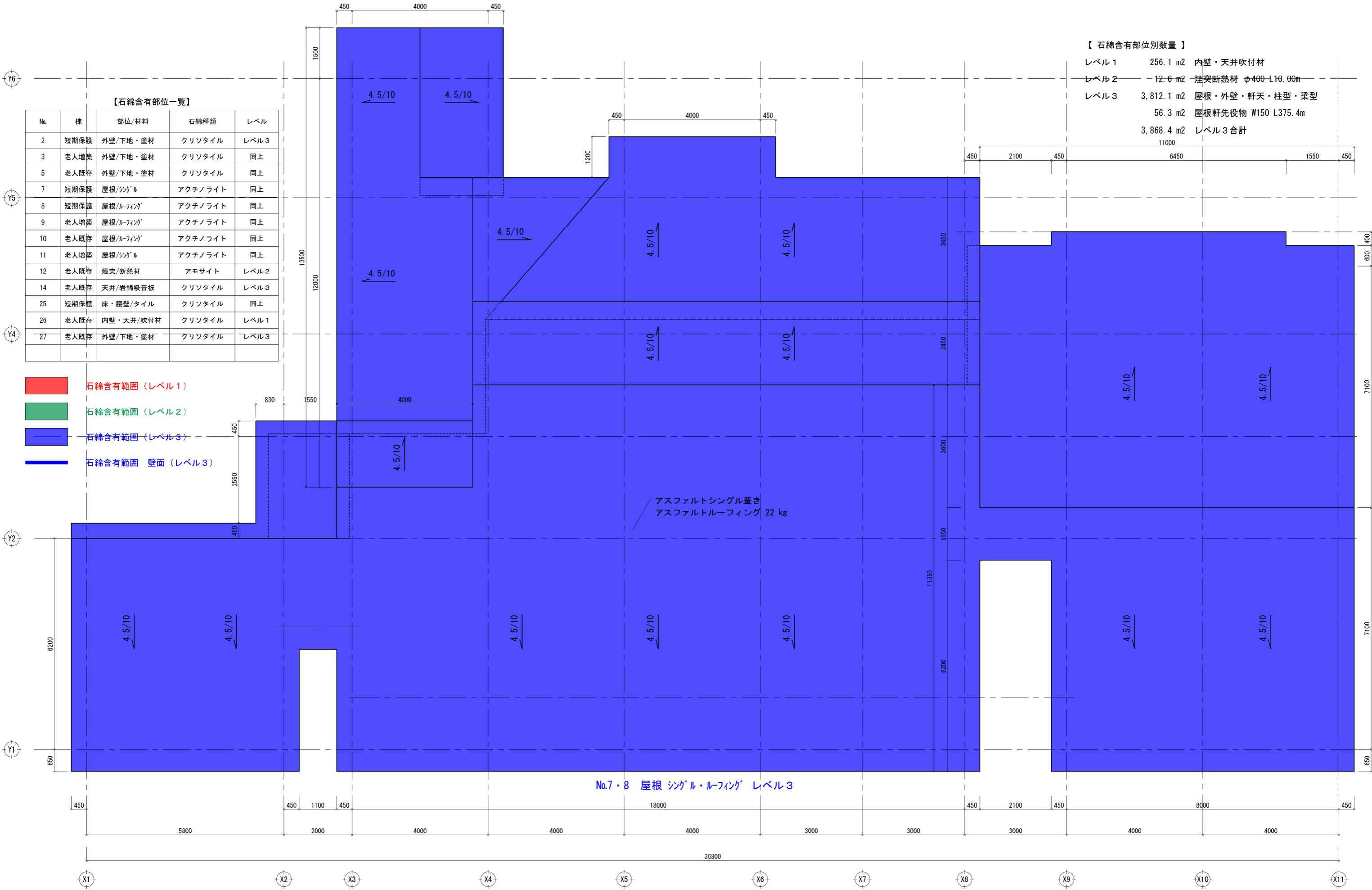
【石綿含有部位一覧】

No.	棟	部位/材料	石綿種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリソタイル	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリソタイル	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリソタイル	同上
7	短期保護	屋根/ソング	アクチノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルフィング	アクチノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルフィング	アクチノライト	同上
10	老人既存	屋根/ルフィング	アクチノライト	同上
11	老人増築	屋根/ソング	アクチノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリソタイル	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリソタイル	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリソタイル	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリソタイル	レベル3

【石綿含有部位別数量】

レベル1	256.1 m <sup>2</sup>	内壁・天井吹付材
レベル2	12.6 m <sup>2</sup>	煙突断熱材 φ400 L10.00m
レベル3	3,812.1 m <sup>2</sup>	屋根・外壁・軒天・柱型・梁型
	56.3 m <sup>2</sup>	屋根軒先役物 W150 L375.4m
	3,868.4 m <sup>2</sup>	レベル3合計

- 石綿含有範囲 (レベル1)
- 石綿含有範囲 (レベル2)
- 石綿含有範囲 (レベル3)
- 石綿含有範囲 壁面 (レベル3)



【石綿含有部位一覧】

No.	棟	部位/材料	石綿種類	レベル
2	短期保護	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3
3	老人増築	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
5	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	同上
7	短期保護	屋根/シングル	アクチノライト	同上
8	短期保護	屋根/ルーフィング	アクチノライト	同上
9	老人増築	屋根/ルーフィング	アクチノライト	同上
10	老人既存	屋根/ルーフィング	アクチノライト	同上
11	老人増築	屋根/シングル	アクチノライト	同上
12	老人既存	煙突/断熱材	アモサイト	レベル2
14	老人既存	天井/岩綿吸音板	クリンタイト	レベル3
25	短期保護	床・腰壁/タイル	クリンタイト	同上
26	老人既存	内壁・天井/吹付材	クリンタイト	レベル1
27	老人既存	外壁/下地・塗材	クリンタイト	レベル3

【石綿含有部位別数量】

レベル1	256.1 m <sup>2</sup>	内壁・天井吹付材
レベル2	12.6 m <sup>2</sup>	煙突断熱材 φ400 L10.00m
レベル3	3,812.1 m <sup>2</sup>	屋根・外壁・軒天・柱型・梁型
	56.3 m <sup>2</sup>	屋根軒先役物 W150 L375.4m
	3,868.4 m <sup>2</sup>	レベル3合計

- 石綿含有範囲 (レベル1)
- 石綿含有範囲 (レベル2)
- 石綿含有範囲 (レベル3)
- 石綿含有範囲 壁面 (レベル3)

No.7・8 屋根 シングル・ルーフィング レベル3

アスファルトシングル葺き  
アスファルトルーフィング 22 kg

令和 8 年度ゼロ町債町単小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について

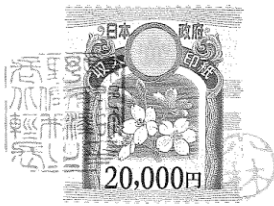
令和 8 年度ゼロ町債町単小型動力ポンプ積載車購入について、下記のとおり物品契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年輕井沢町条例第 2 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 8 年度ゼロ町債町単小型動力ポンプ積載車購入
- 2 契約の金額 1 3, 4 2 0, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 長野県佐久市小田井 3 8 3 番地 2  
株式会社コウサカ佐久出張所  
所長 小林 達也

令和 8 年 6 月 1 日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



物品購入仮契約書

- 1 物 品 名 令和8年度 ゼロ町債 町単 小型動力ポンプ積載車購入
- 2 納 入 場 所 軽井沢町消防課（軽井沢消防署内）大字長倉 1706-8
- 3 納 入 期 限 令和10年3月31日
- 4 物 品 内 訳 別紙仕様書のとおり
- 5 契 約 金 額 金 13,420,000 円  
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,220,000 円  
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 6 契 約 保 証 金 金 1,342,000 円  
 軽井沢町財務規則第124条第1項の規定による。

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な購入仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第3条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月27日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1  
 氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千 夫



受注者 住 所  
 商号又は名称  
 氏 名

佐久市小田井383番地2  
 株式会社コウサカ佐久出張所  
 所長 小林 達也



(様式第8号 第20関係)

単位：円


### 入札執行表 (結果)


令和8年度 契約番号 入札日時 令和8年4月24日 10時46分

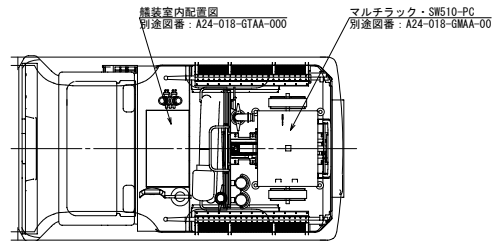
件名	令和8年度 ゼロ町債 町単 小型動力ポンプ積載車購入					
場所	軽井沢町消防課 (軽井沢消防署内) 大字長倉1706-8					
納期	令和10年 3月31日					
	業者名	第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	株式会社コウサカ 佐久出張所	12,200,000				落札
2	有限会社ハラダ商会	13,000,000				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

上記の結果は、以下のとおりです

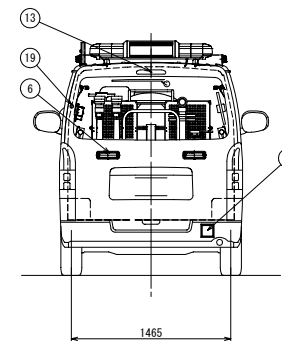
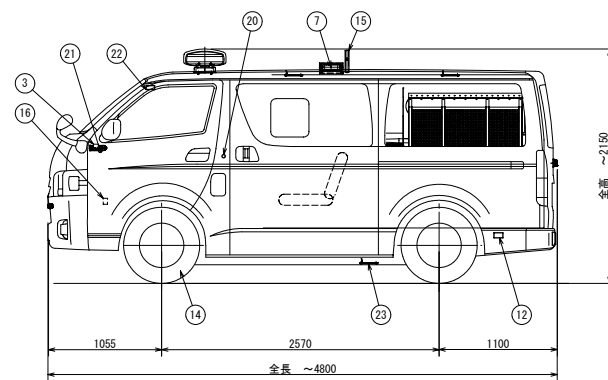
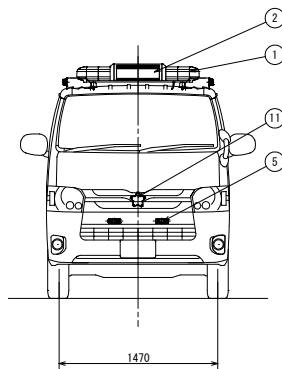
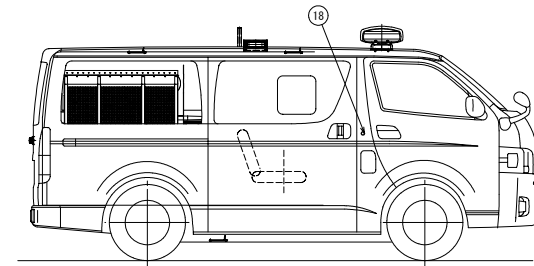
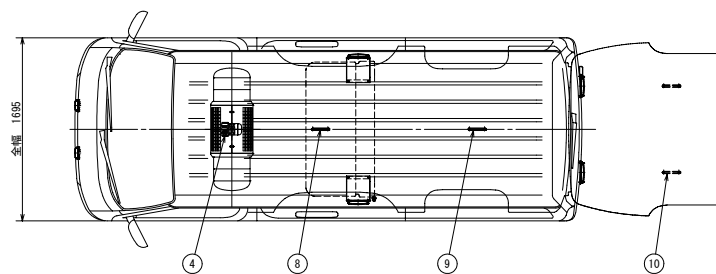
- (1) 業者名 株式会社コウサカ 佐久出張所
- (2) 落札額 ¥12,200,000 (税抜)  
¥13,420,000 (税込)      うち消費税相当額      ¥1,220,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生 

立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘 



No	品名	仕様・型式	個数
1	散光式赤色警告灯(標識灯付・MS付)	大阪サイレン製作所：NF-M-ViKJ2M-LA	1
2	標識灯(スモール連動)	スモール連動	1
3	電子サイレン/スピーカー・マイク付属	大阪サイレン製作所：TSK-D251	1
4	モーターサイレン	回転灯内蔵	1
5	前部赤色点滅灯	大阪サイレン製作所：LFA-50	2
6	後部赤色点滅灯	大阪サイレン製作所：LFA-200	2
7	車体側面LED作業灯	大阪サイレン製作所：LIA-200	2
8	庫内灯(フロント側)	大阪サイレン製作所：LIA-W1	1
9	庫内灯(リヤ側)	大阪サイレン製作所：LIA-W1	1
10	リヤハッチ照明灯	大阪サイレン製作所：LIA-W1	2
11	消防団マーク	岩崎製作所 150mm	1
12	後退用監視カメラ	在庫品にて対応	1
13	バックカメラ	車面純正	1
14	スタッドレスタイヤ	スペアタイヤ含まない	4
15	独立ハイブ	φ25×200	1
16	機装ヒューズBOX	-	1
17	マグネットコンセント蓋付	-	1
18	庫内灯スイッチ(フロント側)	トグルスイッチ式	1
19	庫内灯(リヤ側)・リヤハッチ照明灯スイッチ	トグルスイッチ式	1
20	車体側面LED作業灯スイッチ	トグルスイッチ式	1
21	モーターサイレンスイッチ	トグルスイッチ式	1
22	ドライブレコーダー	COMTEC：ZDR048(録画機能付)	1
23	路肩灯(スモール連動)	大阪サイレン製作所：LIA-W1	2



△			三角法	シャーシ
△			尺	型式
訂正		月/日	担当	FREE
設計		日付		件名
NU			軽井沢町 殿	小型動力ポンプ付消防積載車

令和8年度町単中部小学校食器食缶洗浄機購入契約の締結について

令和8年度町単中部小学校食器食缶洗浄機購入について、下記のとおり物品契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和8年度町単中部小学校食器食缶洗浄機購入
- 2 契約の金額 7,810,000円
- 3 契約の相手方 長野県長野市東和田210番地3  
株式会社中西製作所 長野営業所  
所長 齋藤 浩二

令和8年6月1日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



### 物品購入仮契約書

- 1 物 品 名 令和8年度 町単 中部小学校食器食缶洗浄機購入
- 2 納 入 場 所 軽井沢中部小学校
- 3 納 入 期 限 令和8年8月14日
- 4 物 品 内 訳 別紙仕様書のとおり
- 5 契 約 金 額 金 7,810,000 円  
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 710,000 円  
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 6 契 約 保 証 金 金 781,000 円  
 軽井沢町財務規則第124条第1項の規定による。



上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な購入仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第3条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月27日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千 夫 

受注者 住 所

商号又は名称

氏 名

長野県東和田 210-3  
 株式会社中西製作所 長野営業所  
 所 長 齋 藤 浩 二



(様式第8号 第20関係)

単位：円


入札執行表 (結果)


令和8年度 契約番号 入札日時 令和8年4月24日 10時49分

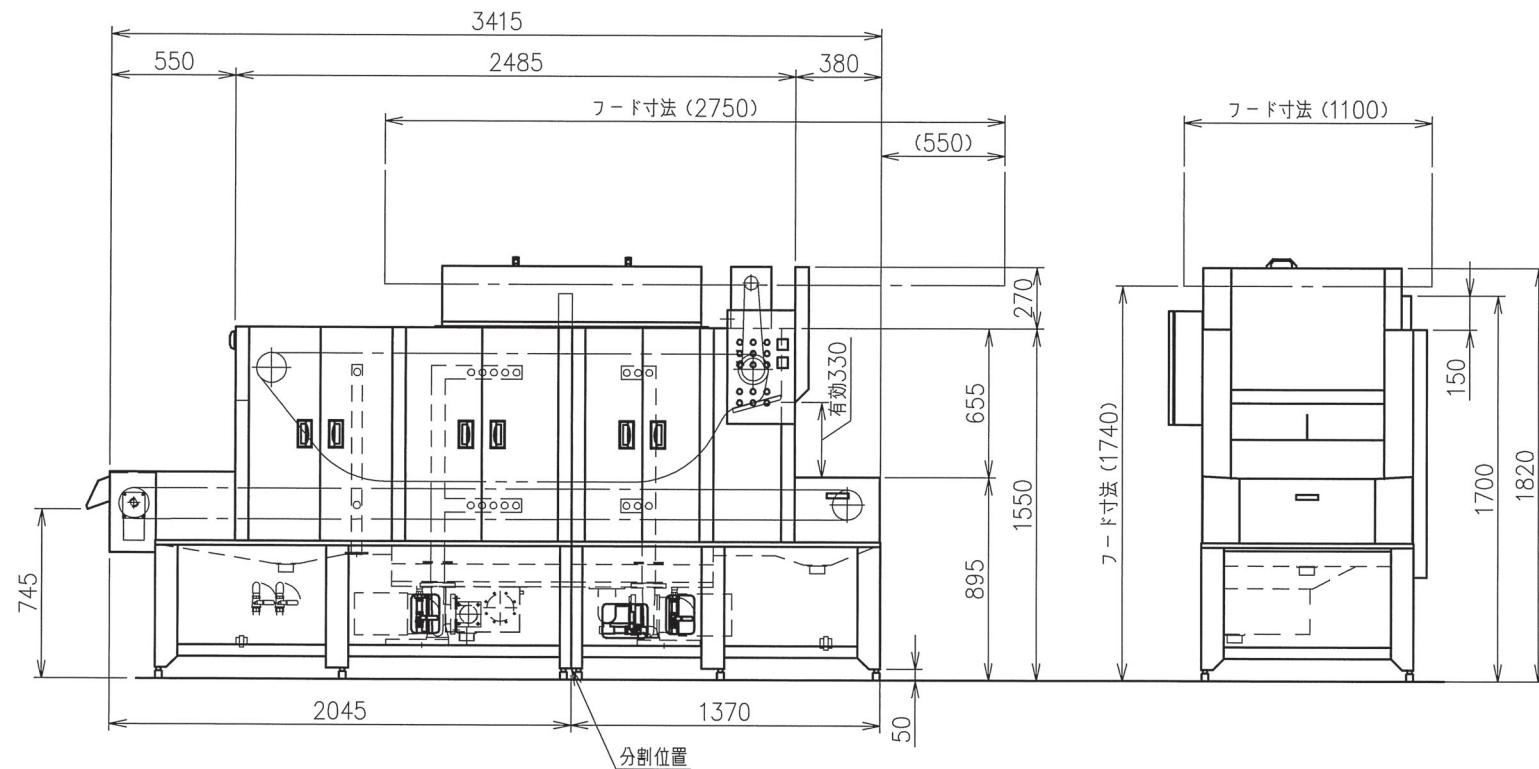
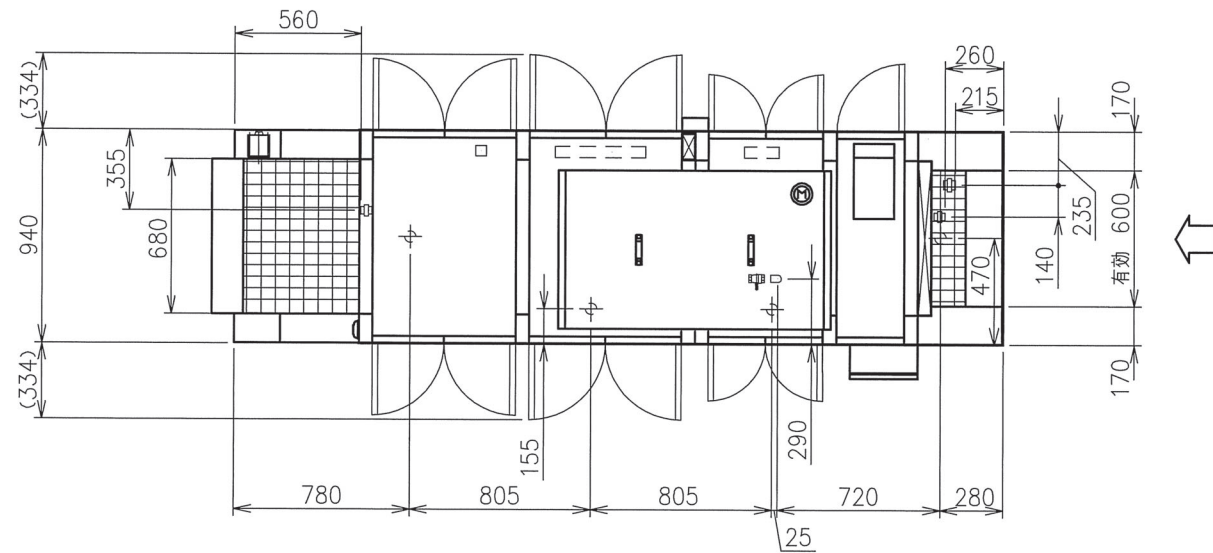
件名	令和8年度 町単 中部小学校食器食缶洗浄機購入					
場所	軽井沢中部小学校					
納期	令和8年8月14日					
	業者名	第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	株式会社中西製作所 長野営業所	7,100,000				落札
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

上記の結果は、以下のとおりです

- (1) 業者名 株式会社中西製作所 長野営業所
- (2) 落札額 ¥7,100,000 (税抜)  
¥7,810,000 (税込)      うち消費税相当額      ¥710,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生 

立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘 



NO	名称	数量	規格
1	電源接続 [制御盤内]	1	3相200V 4.61kW
2	給水接続 [仕上げ用]	1	20A (FL~160mm) (ユニオン止め SUS)
3	給湯接続 [仕上げ・タンク用]	1	25A (FL~160mm) (ユニオン止め SUS)
4	制御盤	1	*
5	ガス接続 [LPG・13A]	1	20A (FL~160mm) (ユニオン止め SUS)
6	タンク排水	2	50A (共栓止め BC)
7	排水	2	50A (ソケット止め SUS)
8	排気筒	1	SUS304 (80×48mm)
9	ポンプ	2	3相200V 2.2kW
10	コンベヤモータ	1	3相200V 0.06kW
11	押えコンベヤモータ	1	3相200V 0.09kW
12	燃焼ブースタ	1	3相200V 0.06kW
13	*	*	*
14	ポンプ吸い込み部排水	1	20A (FL~185mm) (エルボ止め SUS)
15	操作盤	1	*
16	コンベヤ停止スイッチ	1	*
仕	能力 (φ150使用時) (コンベヤスピード)	低速	3200ヶ/h (2.0m/min)
		標準	7100ヶ/h (4.4m/min)
		高速	11300ヶ/h (7.0m/min)
	能力 (φ330使用時) (コンベヤスピード)	低速	630ヶ/h (2.0m/min)
		標準	1390ヶ/h (4.4m/min)
		高速	2200ヶ/h (7.0m/min)
タンク容量		94L×2	
*		*	
様	使用水量 [仕上げ用]		0~1500L/h 水圧0.15~0.2MPa
	使用湯量 [仕上げ・タンク用] (60℃)		1680~180L/h 水圧0.07MPa
	*		*
	ガス消費量 [LPG・13A]		22kW [18920kcal/h]
	使用電力		3相200V 4.61kW
	フレーム		SUS 430
板金材料		SUS 430	

特定仕様

- 第1タンク ノズル上下3本
- 天蓋高さ -50
- 第2タンクのみブースタ付
- 機長特
  - 天蓋入口~入口側押さえネイル間 -105
  - 入口側押さえネイル~マニホールド間 -200
  - 第1マニホールド~第2マニホールド間 -110
  - 仕上げマニホールド~出口側押さえネイル間 -150
  - 第2マニホールド~仕上げマニホールド間 -100
  - 出口側押さえネイル~天蓋出口間 -30
  - 押さえコンベヤガイド付
- 仕上げ水自動運転
- スタンバイ付
- 出口550mm
- 2分割仕様
- 操作盤・押さえコンベヤモータは取り外し出荷
- 天蓋排気筒高さ150mm
- 操作盤天蓋側面に設置
- 制御盤特 (取っ手付)
- 観音扉仕様
- 給水接続・給湯接続入口側へ移動
- 洗浄機=トレイ (DST-3627-P) : 360mm×270mm×19mm  
その他、食器・丸型食缶

\*フード寸法: W1100mm×D2750mm×H1740mm

排気設備については、機器の真上にフードを設けること。  
製品の仕様及び外観は、品質改良のため予告なしに変更する場合があります。

軽井沢町立軽井沢中部小学校 御中	株式会社 中西製作所 NAKANISHI MFG. CO., LTD.	承認	検	設	尺度	1/30	図法	第三角法	日付	26.04.15	名	食器・食缶洗浄機 (押え駆動式)
					記事					品番	EOKCS-M23BE2-LT	図番

令和8年度町単中保育園屋根外壁塗装補修他工事請負契約の  
締結について

令和8年度町単中保育園屋根外壁塗装補修他工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決を求める。

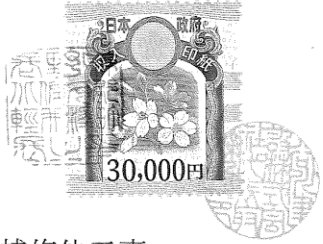
記

- |          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 令和8年度町単中保育園屋根外壁塗装補修他工事                    |
| 2 契約の金額  | 71,500,000円                               |
| 3 契約の相手方 | 軽井沢町大字追分1404番地<br>谷川建設株式会社<br>代表取締役 竹内 広幸 |

令和8年6月1日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和8年 月 日  
軽井沢町議会議長 川島 さゆり

令和8年6月会議	
参考資料	7-1



建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和8年度 町単 中保育園屋根外壁塗装補修他工事
- 2 工 事 場 所 中保育園
- 3 工 期 自 軽井沢町議会議決の日  
至 令和9年3月19日
- 4 請負代金額 金 71,500,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 6,500,000 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 金 7,150,000 円  
軽井沢町財務規則第124条第2項の準用規定における同財務規則第110条第2項第5号の規定による。
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月28日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1  
氏 名 軽井沢町長 土屋 三千夫 印

受注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字道分1404番地  
氏 名 谷川建設株式会社 代表取締役 竹内広幸 印

(様式第8号 第20関係)

単位：円

入札執行表 (結果)

令和8年度 契約番号 入札日時 令和8年4月24日 10時48分

件名	令和8年度 町単 中保育園屋根外壁塗装補修他工事					
場所	中保育園					
期間	軽井沢町議会議決の日 から 令和9年3月19日 まで					
	業者名	第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	谷川建設株式会社	65,000,000				落札
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						


上記の結果は、以下のとおりです

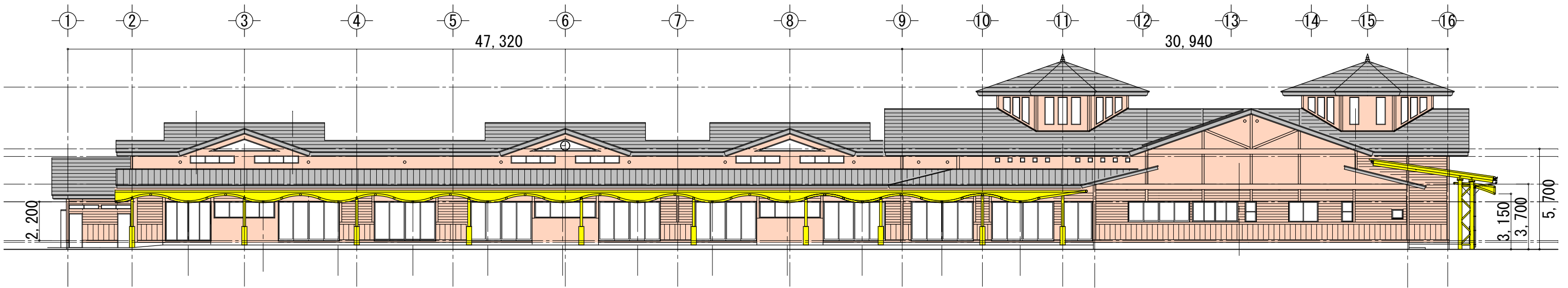
(1) 業者名 谷川建設株式会社

(2) 落札額 ¥65,000,000 (税抜)

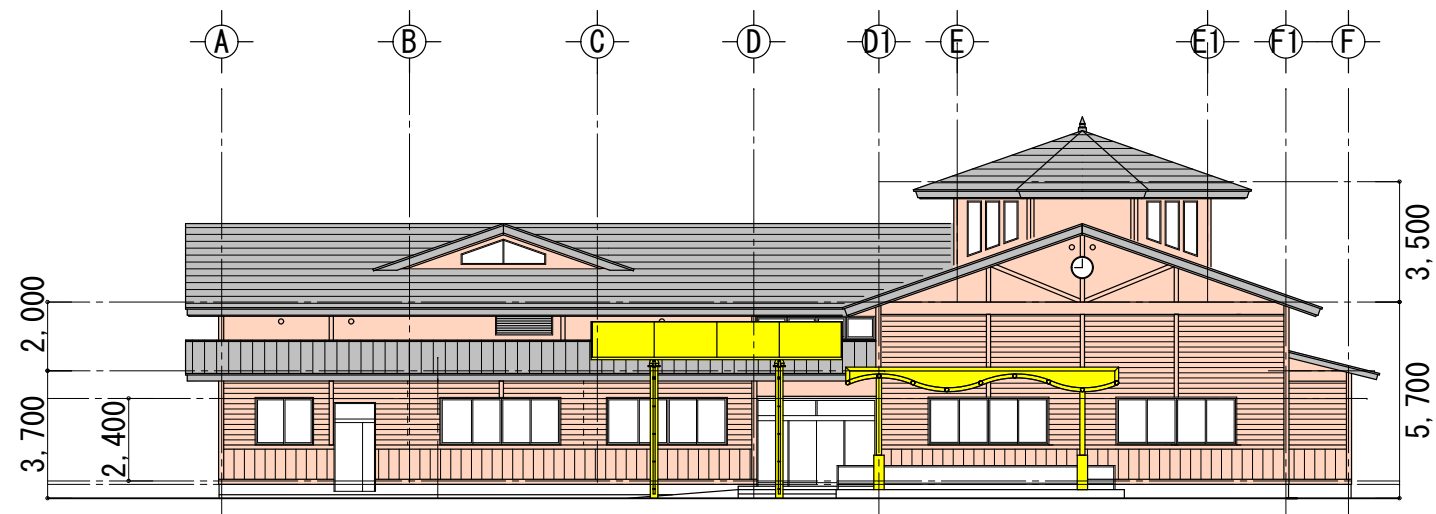
¥71,500,000 (税込)      うち消費税相当額      ¥6,500,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生 

立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘 



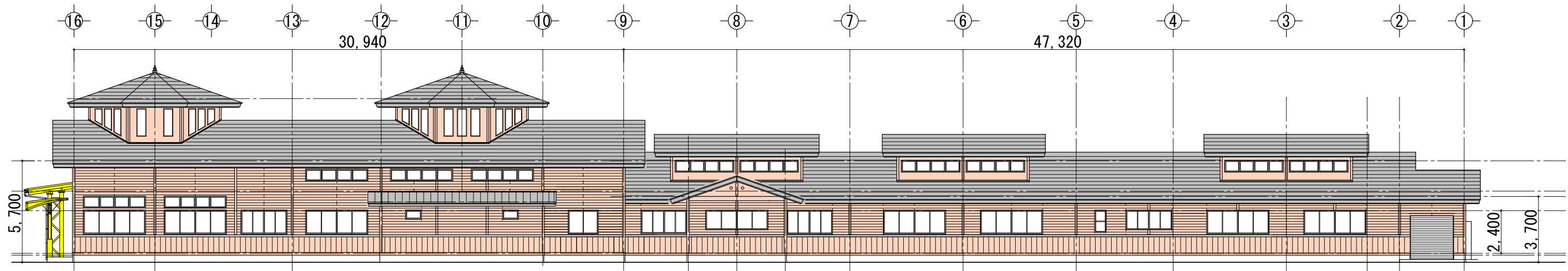
東側立面図



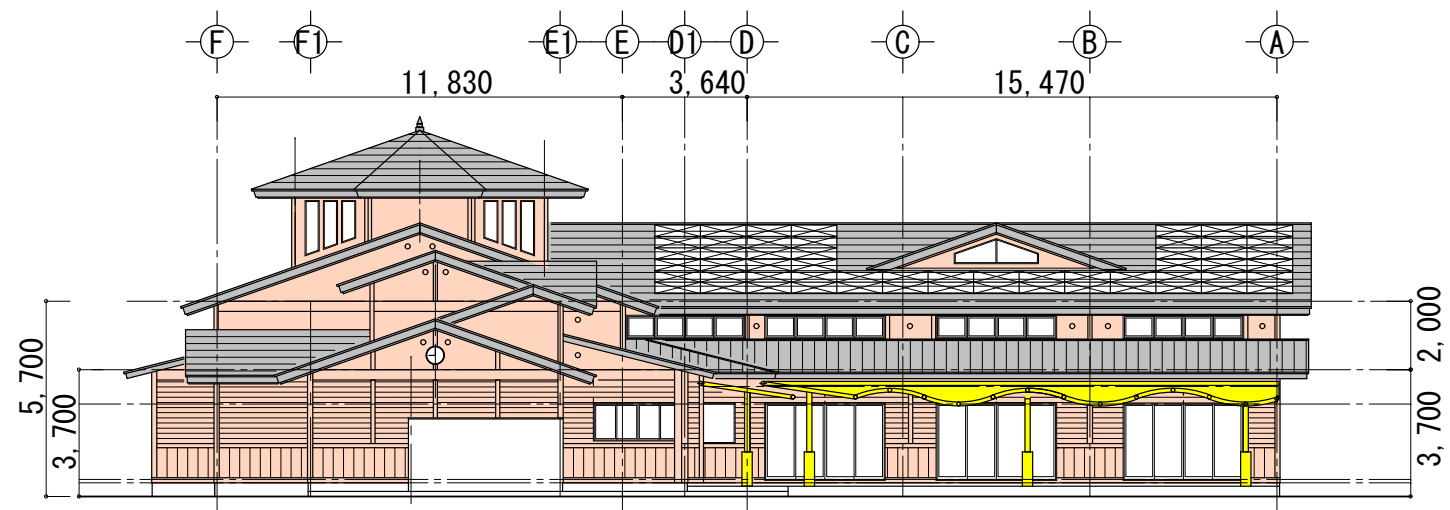
北側立面図

- 屋根・破風の塗装塗替
- 外壁の塗装塗替・ひび割れ補修・コーキング打替
- テント張替・構造部塗替

軽井沢町	JOB NAME 令和8年度 町単 中保育園屋根外壁塗装補修他工事	SCALE 1:150
------	--------------------------------------	-------------



西側立面図



南側立面図

- 屋根・破風の塗装塗替
- 外壁の塗装塗替・ひび割れ補修・コーキング打替
- テント張替・構造部塗替

軽井沢町	JOB NAME 令和8年度 町単 中保育園屋根外壁塗装補修他工事	SCALE 1 : 150	
------	--------------------------------------	---------------	--

## 町道の廃止について

下記の町道を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

## 記

路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
1-509号線	大字追分 500番1地先	大字追分 703番1地先	L=409.3m	W=1.90m ~3.50m
1-1053号線	大字追分 495番1地先	大字追分 484番地先	L=110.2m	W=1.80m

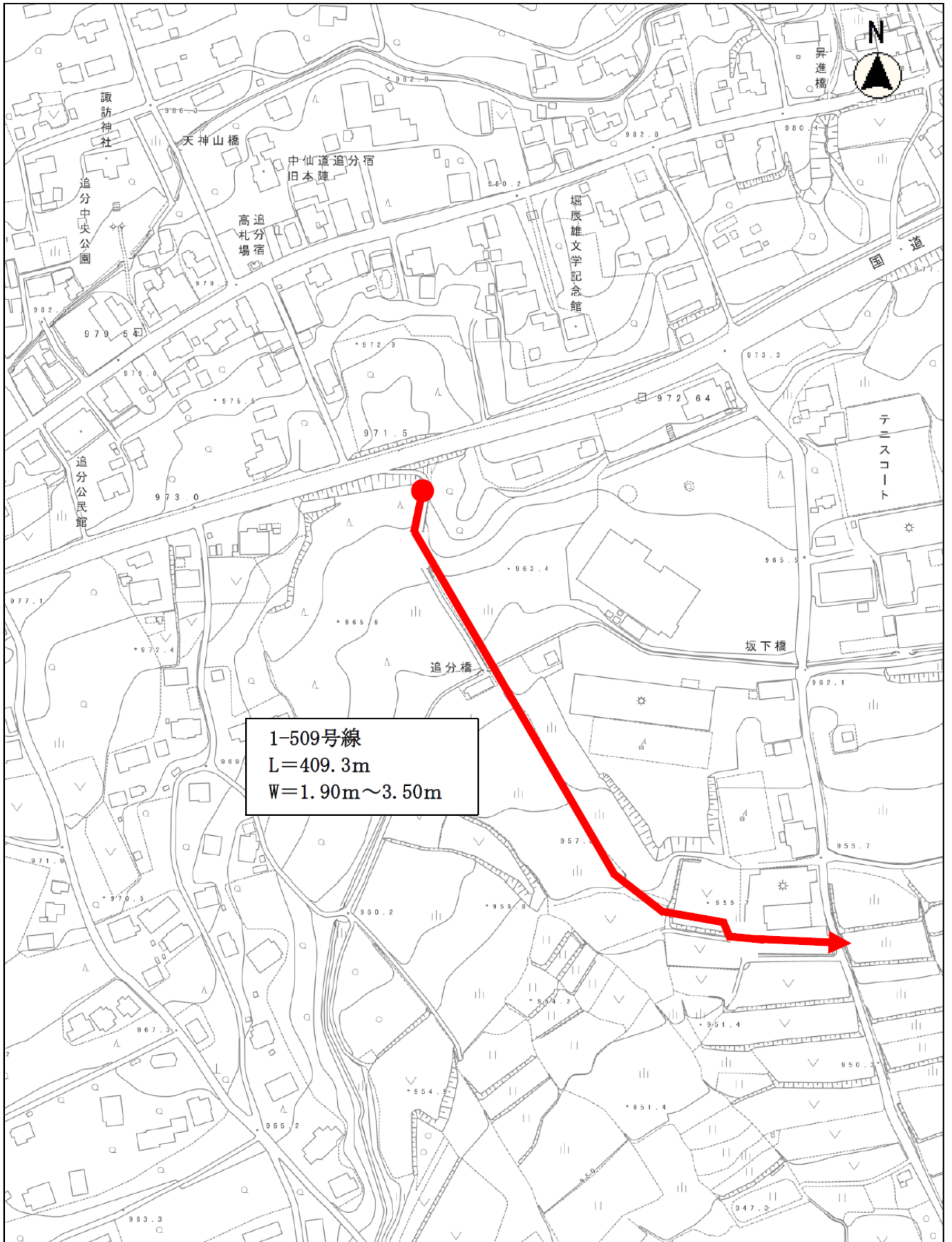
令和8年6月1日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

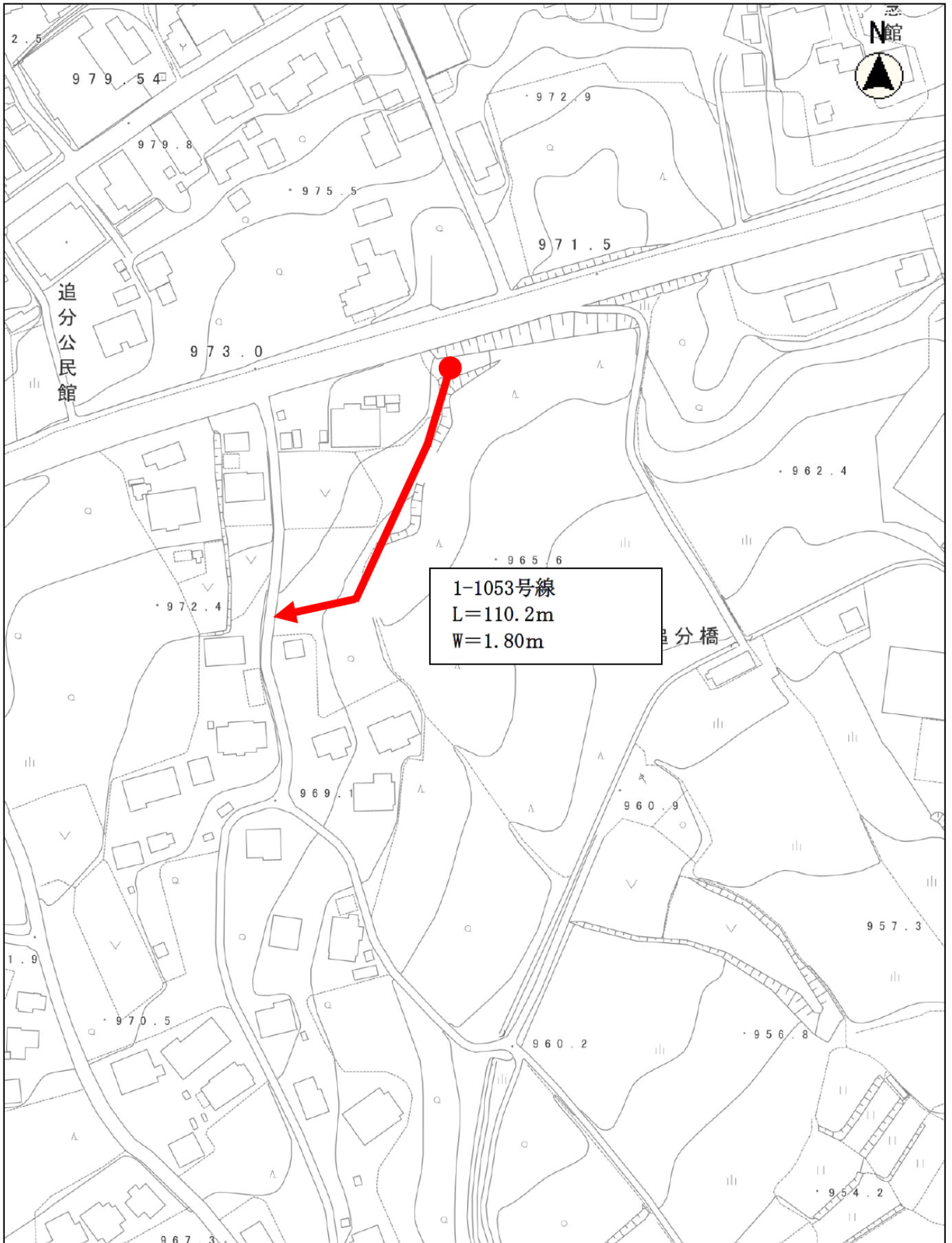
令和8年 月 日

軽井沢町議会議長 川島 さゆり

町道廃止路線図



町道廃止路線図



令和 7 年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に  
ついて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 7 年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国庫支出金 県支出金	
2. 総務費	1. 総務管理費	情報システム修正委託 (住民記録システム改修作業委託)	1,200,000	1,078,000	0	1,078,000	0
		庁舎改築周辺整備に伴う用地購入	33,342,000	33,016,385	0	0	33,016,385
		庁舎改築周辺整備に伴う物件移転補償	112,501,000	112,501,000	0	0	112,501,000
	2. 徴税費	宿泊税システム改修費補助	85,652,000	85,652,000	0	42,826,000	42,826,000
	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム改修業務委託 (戸籍システム旧氏振り仮名記載対応作業)	2,200,000	1,848,000	0	1,848,000	0
		コンビニ交付システム改修業務委託 (戸籍附票旧氏記載機能搭載作業)	1,210,000	1,078,000	0	1,078,000	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	6,000,000	1,320,000	0	1,320,000	0
6. 農林水産業費	1. 農業費	防災重点ため池耐震化事業	8,000,000	8,000,000	0	8,000,000	0
7. 商工費	1. 商工費	物価高騰生活者支援事業	230,800,000	229,760,736	0	133,618,000	96,142,736

令和7年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国庫支出金 県支出金	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	地下道照明LED化事業	50,000,000	50,000,000	0	0	50,000,000
		町道舗装補修事業	70,000,000	70,000,000	0	0	70,000,000
		社会資本整備総合交付金道路舗装補修事業	150,000,000	133,460,000	0	51,730,000	81,730,000
		道路メンテナンス事業補助橋梁補修事業	55,260,000	52,400,000	0	23,837,000	28,563,000
10. 教育費	1. 教育総務費	軽井沢オープンドアスクール改修工事 実施設計委託	1,540,000	1,540,000	0	0	1,540,000
合 計			807,705,000	781,654,121	0	265,335,000	516,319,121

令和 7 年度軽井沢町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に  
ついて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、令和 7 年度軽井沢町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年度軽井沢町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
4. 衛生費	2. 清掃費	じん芥処理場粗大ごみ 処理施設計量器修繕	9,570,000	0	9,570,000	0	9,570,000	0	0	9,570,000	海外製部品の入荷に遅延が生じ、また、特注品であることから製作に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため
8. 土木費	2. 道路橋梁費	町道鶴溜線無電柱化事業に伴う工事委託	19,134,500	0	19,134,500	865,500	20,000,000	0	0	20,000,000	隣接地権者との協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため
		町道鶴溜線拡幅工事に伴う用地購入	7,555,296	5,288,707	2,266,589	0	2,266,589	0	0	2,266,589	地権者が死亡したことにより、相続人の決定に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため
合 計			36,259,796	5,288,707	30,971,089	865,500	31,836,589	0	0	31,836,589	

令和7年度軽井沢町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度軽井沢町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年度軽井沢町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1	水道事業資本的支出	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円	関係機関との協議に不測の日数を要し、現場工程の調整が必要となったため。
		小瀬地区水源池深井戸さく井工事	50,963,000	0	50,963,000	0	0	50,963,000	0	0	
		合計	50,963,000	0	50,963,000	0	0	50,963,000	0	0	

令和 7 年度軽井沢町下水道事業会計予算繰越計算書の報告に  
ついて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 7 年度軽井沢町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和7年度軽井沢町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1	公共下 水道事 業資本 的支出	1 建設改 良費	円 77,000,000	円 32,000,000	円 45,000,000	円 22,100,000	円 0	円 22,900,000	円 0	円 0	協定締結に至る期間に 不測の日数を要し、機 器製作と現場据え付け の工程の整合が必要と なったため
合計			77,000,000	32,000,000	45,000,000	22,100,000	0	22,900,000	0	0	

一般社団法人軽井沢町振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人軽井沢町振興公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 日提出  
軽 井 沢 町 長 土 屋 三 千 夫

公益財団法人軽井沢大賀ホールの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人軽井沢大賀ホールの経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和8年6月1日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫